

- 令和3年8月30日(月)
- 担当課名 商工観光課
- 担当者職名 新井・島村
- 電話番号 0480-33-1111 (内線305)

～町内企業応援プロジェクト～ 「杉戸町中小企業等緊急応援支援金事業」を継続します！

杉戸町商工会では、令和3年4月から実施した、「杉戸町中小企業等緊急応援支援金」を継続し、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令の影響により、売上高が前年又は前々年の同月と比較し、**5%以上減少**している町内中小企業者（商工業者）に対し、引き続き、事業継続の一助としていただく為、**1事業者当たり5万円の支援金を支給**します。

概要

杉戸町中小企業等緊急応援支援金事業（第2期）（商工会補助事業）

- 1 事業主体 杉戸町商工会
- 2 対象 町内中小企業者（商工業者）
- 3 支給額 1事業者当たり 5万円
- 4 受付期間 令和3年9月6日（月）から11月30日（火）まで
- 5 申請方法 **郵送にて杉戸町商工会へ申請**（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）
申請書は、杉戸町商工会HPからダウンロード（右QRコード参照）
又は商工観光課窓口及び各公民館にて配布
- 6 申請先 杉戸町商工会 杉戸町中小企業等緊急応援支援金担当まで
（所在地：杉戸町杉戸1-10-21）TEL：0480-32-3719



【支給要件】

次の要件のすべてを 満たす者とします。

- ① 町内に本社又は主たる事業所を有する事業者（**商工業者**）であること。（**大手企業、直営チェーン店を除く**）
- ② 緊急事態宣言発令以前から主たる収入として事業による売上「事業収入」、又は不動産による収入「不動産収入※」を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
※不動産収入・・・不動産収入のある方のうち、事業とみなされない他の収入（給与・年金・雑など）のある方は、収入全体の**50%以上を不動産収入が占めていること**
- ③ すでに本事業（※）により支援金が支給されていないこと。
※令和3年1月、2月又は3月の売上高減少による支援金を指す
- ④ **令和3年4月から9月のうち、一月の売上高**が、前年又は前々年同月比で**5%以上減少**。
- ⑤ 今後も事業を継続する意思があること。

※詳しくは、杉戸町商工会ホームページを確認下さい。